

地 す べ り 対 策 事 業 (補 助)

1 . 趣 旨

地すべり防止区域内において地すべりを防止し、農地・農業用施設並びに周辺農家や公共等施設等の被害を除却または軽減し、国土の保全と安全で快適な生活環境の実現を目的として、地すべり対策事業を実施する。

2 . 事業内容

(1) 防止工事

地すべり活動を防止またはその原因を除却するための工事で、主に地表水排除工、地下水排除工、杭打工、擁壁工等

(2) 関連工事

地すべり活動を間接的に防止することを主目的としたかんがい排水施設またはため池の整備、農道、区画整理及び暗渠排水等

(3) 補修工事

老朽化等により著しく機能が低下した地すべり防止施設の補修を行う

3 . 事業主体等

(1) 事業主体

防止工事 都道府県
関連工事 市町村、土地改良区等
補修工事 都道府県

(2) 補助率

防止工事 内地、北海道 1 / 2、沖縄 6 0 %
関連工事
区画整理 内地、沖縄 1 / 3、北海道、離島 5 0 %
暗渠排水 内地、沖縄 1 / 3
農 道 傾斜度 1 5 ° 未満 内地、沖縄 4 5 %、北海道、離島 5 0 %
傾斜度 1 5 ° 以上 5 0 %
農業用排水、ため池 5 0 %
補修工事 1 / 3

(3) 採択基準

防止工事

「地すべり等防止法」第 3 条により指定された地すべり防止区域であること。

関連工事

地すべりによる被害を除去し、または軽減するため必要があると認められる区画整理、暗きょ排水、農道、農業用排水及びため池の整備

補修工事

地すべり防止施設を補修する事業であって、次の要件のすべてに該当するもの

- (ア) 地すべり等防止法第 2 条第 3 項に規定する地すべり防止施設に係るもの
- (イ) 地すべり防止区域にある地すべり防止施設のうち老朽化等により著しく機能が低下したものに係るもの
- (ウ) 総事業費が 1 件当たり 1 , 5 0 0 万円以上のもの

4 . 平成 1 8 年度概算決定額

5 , 7 8 0 , 6 4 0 (5 , 3 6 0 , 0 0 0) 千円

【担当課 : 農村振興局整備部防災課】